メディキット株式会社 定款

昭和62年6月16日	第　5　条	発行する株式の総数の変更
平成元年10月17日	第 26 条	決算期の変更
平成5年3月2日	第　3　条	本店の所在地の変更
平成12年1月18日	第　2　条	事業の目的の変更
平成12年10月4日	第　5　条	発行する株式の総数の変更
平成14年6月28日	商法改定による変更	
平成14年9月30日	第　8　条	名義書換代理人の設置
平成15年6月27日	商法改定による変更	
平成17年3月14日	第　5　条	発行する株式の総数の変更
平成17年3月25日	第　4　条	公告方法の変更
	第　6　条	株式譲渡制限の撤廃
	第　7　条	単元株制の採用
平成17年6月29日	第　2　条	事業の目的の変更
	第　8　条	名義書換代理人の変更
	第　9　条	株式取扱規則の設定
	第 10 条	基準日の変更
	第 16 条	取締役の員数変更
	第 22 条	役付取締役の追加
	第 24 条	取締役及び社外取締役の責任軽減条項を新設
	第 27 条	監査役の責任軽減条項を新設
平成18年6月1日	第　5　条	発行する株式の総数の変更
平成18年6月29日	会社法施行による変更	
平成21年6月26日	株券電子化に伴う変更	
平成24年10月1日	第　5　条	発行する株式の総数の変更
	第　6　条	単元株式数の変更
平成27年6月26日	第 19 条	取締役の員数変更
	第 33 条	補欠役員の予選に関する規定の項数の変更
2020年4月1日	第　5　条	発行する株式の総数の変更

定　　款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、メディキット株式会社と称し、英文ではMEDIKIT CO.,LTD.と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医療機器及び医薬品の国内及び海外への販売。
2. 医療機器及び医薬品の輸出入業務。
3. 不動産の賃貸及び管理。
4. 駐車場の経営及び管理。
5. 上記各号に付帯する一切の業務。

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都文京区に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、6，752万株とする。

第6条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2） 取得請求権付株式の取得を請求する権利

（3） 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第10条（株式取扱規則）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いは、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章　株主総会

第12条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条（決議の方法）

当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

当会社の株主がその議決権の行使を委任することができる代理人は、当会社の議決権を有する他の1名の株主とする。ただし、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章　取締役及び取締役会

第18条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は10名以内とする。

第20条（取締役の選任）

当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長、取締役副会長を各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。

2. 取締役社長は、当会社を代表する。

3. 取締役社長のほか、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集手続）

取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ

る。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章　監査役及び監査役会

第30条（監査役及び監査役会の設置）
　当会社は、監査役及び監査役会を置く。

第31条（監査役の員数）
　当会社の監査役は、5名以内とする。

第32条（監査役の選任）
　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）
　監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4. 前項の補欠監査役が、監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

第34条（常勤監査役）
　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集手続）
　監査役会を招集するときは、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第36条（監査役会の決議の方法）
　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっ

て行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第38条（監査役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章　会計監査人

第40条（会計監査人の設置）

当会社は会計監査人を置く。

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　計　算

第44条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月１日から翌年3月31日までとする。

第45条（期末配当）

当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第46条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第47条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。